

都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 患者・国民の選択を支援するため、医療機関等が行う情報提供について、広告可能な事項の中から任意のものを広告できるとするだけでなく、医療機関等が、その施設の医療機能に係る正確な一定の情報を、積極的に提供する仕組みに改めるべきである。

具体的には、医療機関等が、その施設の医療機能に関する一定の情報を都道府県に届け出て、都道府県が、住民の選択を支援する情報提供という趣旨で、それらの情報を集積してインターネット等で住民にわかりやすく情報提供する枠組みを制度化することが考えられる。

その際の「一定の情報」の範囲をどのようなものとするか等枠組みの詳細について、具体的な検討を進めることとする。

④ 公的機関等による医療に関する情報提供

- 医療機関が届け出た情報を都道府県が集積して住民にわかりやすく提供する枠組みの制度化を図るほか、医療計画に記載される地域の医療機能や医療水準等についても、都道府県が住民に対しわかりやすく提供する枠組みを設けるべきである。

◆ 具体的方策（案）

1. 基本的方向性

- 患者・国民の選択を支援するため、施設の医療機能に関する一定の情報について都道府県へ届け出ることを医療機関（病院、診療所、助産所）の義務とし、都道府県がそれらの情報を集積してインターネット等で住民にわかりやすく公表（情報提供）する仕組みを医療法に位置付けることとする。

2. 具体的制度の枠組み（案）

(1) 一定の情報の範囲について

- 医療機関から都道府県への届出の対象となる「一定の情報」については、広告できる事項の中から選定することを基本としつつ、客観的な事項として、患者や地域住民による医療機関の選択の支援に資するという観点から考えていくこととしてはどうか。例えば、以下のような事項が考えられるのではないか。

<一定の情報の例（案）>

- 医療機関の属性に関する事項（名称、電話番号、住所、法令等による指定・承認のうち一定のもの 等）
- 勤務する医師等医療従事者に関する事項（医師等の略歴、専門医資格の有無 等）
- 医療機関の管理・運営に関する事項（管理者、診療日・診療時間、予約診療の実施、安全管理体制、個人情報保護の取組 等）
- 医療機関の有する構造設備、人員に関する事項（入院施設の有無、病床数、人員配置状況、設備機器 等）
- 情報提供や他の医療機関との連携の体制に関する事項（クリティカルパスの実施、他の医療機関との連携の状況、診療情報の提供、相談、セカンドオピニオンの実施 等）
- 医療機関において行う医療の内容（医療機能）に関する事項（診療科名、検査・手術、在宅医療の実施、専門外来の設置 等）

- 医療の提供の過程、結果に関する事項（平均在院日数、患者数 等）
- 医療機関が提供する医療以外のサービスに関する事項（入院患者への医療以外のサービスと費用、外国語対応、明細付領収証発行の有無 等）
- 診療に関連する事業の実施に関する事項（予防接種、治験 等）

- 一定の情報の範囲については、広告できる事項の見直しや広告に関するガイドライン策定・見直し等を行う少人数の検討会において、当医療部会における議論を踏まえ、具体的に決定することとしてはどうか。
- なお、既に先進的な取組を進めている都道府県があることに配慮し、国が定める届出情報に加えて、都道府県が、独自に、情報の範囲を追加できるようにしてはどうか。

(2) 公表の方法について

- 医療機関から届出のあった医療機能に関する情報については、患者や地域住民が医療機関を選択しやすいように、わかりやすい方法で提供されることを基本的な考え方とする。
- 具体的には、都道府県の開設するホームページにおいて公表されることを基本としてはどうか。その際、ホームページの検索機能により、特定の医療機能を持った医療機関の一覧を入手可能とするなど、医療機関の選択に資する形で提供されることを求めることとしてはどうか。
- インターネットを利用しない患者や地域住民についても、医療機関の選択に当たって必要な情報を容易に入手できるよう、各都道府県の取組として、都道府県や保健所の窓口や電話サービスによる情報提供が行われるよう促すこととしてはどうか。
- 都道府県宛に届け出られた情報については、各医療機関においても患者が閲覧できるようにしてはどうか。

- なお、届け出られた医療機能に関する情報は、見直し後の医療計画制度において医療連携体制の機能を明示する際にも活用するなど、医療計画制度とも十分に調整をとりながら行うことが望ましいのではないか。

(3) 情報の届出・更新の方法について

- 医療機関や都道府県への過度の負担を避ける観点から、各医療機関から都道府県への届出は、原則として年1回とし、更新時期は、各都道府県において定めることとしてはどうか。
- 届出の対象となる情報のうち患者の選択にとって特に必要であると考えられる情報については、変更後速やかに都道府県への届出を求めることとしてはどうか。
- 届出の対象となる情報に変更が生じた場合に医療機関からの申出による更新を認めるなど、都道府県において柔軟に運用できるようにしてはどうか。
- 届出の対象となる情報の中には、医療法や他法令において、既に都道府県に対し届出を行うことが義務付けられているものもあるので、このような情報の精査やその取扱いについては、医療機関等の負担の軽減という観点から、少人数の検討会（上記(1)参照。）において一定の情報の範囲を精査する際に、あわせて検討することとしてはどうか。

(4) 届出義務違反等への罰則の適用について

- 医療機関による都道府県への届出義務違反や虚偽の報告に対する罰則の適用については、広告規制違反における罰則の適用の見直しと同様の趣旨から、
 - ・ 届出義務違反や虚偽報告に対する是正命令の権限を新たに医療法に設ける
 - ・ この命令に違反した場合には、医療法における業務停止等の命令（行政上の措置）の対象とすることにより、正確な内容の届出を担保することとし、罰則は適用しないこととしてはどうか。

医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

①広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 広告規制と関連して、病院等の名称に関する規制の緩和及び院内掲示事項の拡充を行うべきである。また、医療機関による正確な情報を積極的に提供することについて、医療法に努力義務規定を設けるべきである。

③インターネットによる情報提供への対応

- インターネットによる情報提供については、患者・国民が求める医療情報が十分に提供されるよう、これまでと同様広報として位置付け、医療法第69条に規定する広告制限の対象とすべきではない。しかしながら、インターネットを通じ、信頼性に乏しいものも含め様々な情報が「氾濫」している現状を踏まえれば早急な取組が求められるところであり、広報として整理されるインターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制を行うことのできる枠組みを設けることを検討するべきである。

- インターネットを含む広報による情報の信頼性を確保するため、適切な広報を行うためのガイドラインを作成・普及し、それに沿った情報提供が行われるよう取組を進める必要がある。

このガイドラインについては、医療機関による自主的・自律的なものという認識の下、関係団体等の協力を得て作成・普及することが適当であり、適切な作成・普及方策について検討するべきである。

④公的機関等による医療に関する情報提供

- 国や地方公共団体の医療に関する情報提供に関する責務を、医療法に明記すべきである。

◆ 各事項に係る見直しの方向性

1. インターネット等の広報に対する規制の在り方（「中間まとめ」1.（1）③関係）

◎ インターネット等の広報について法令上の規制を設けることに関する考え方

○ 「中間まとめ」においては、「インターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制を行うことのできる枠組みを設けることを検討すべき」とされているところであるが、インターネットを含む広報について、法令による規制の対象とした場合には、以下のような問題点がある。

- ① インターネット上の情報は絶えず更新されるため、実効性ある規制を担保するためには、都道府県の職員が医療機関のホームページを継続的に監視する必要があること
- ② 都道府県の職員が絶えず医療機関のホームページを監視したとしても、インターネット上の情報の更新を完全に捕捉することは困難であることから、実際に規制を発動する対象となるホームページは、都道府県職員が発見したものや利用者からの苦情があったものに限られるおそれが高いため、公平な規制の確保が困難であること
- ③ インターネット上の情報は発信源の特定が難しいため、仮に不適切な情報を都道府県職員が発見した場合でも、関係する医療機関への指導だけでは、必ずしもその内容の是正を担保することができないこと

※ なお、広報として位置付けられたインターネット上の情報を規制の対象とした場合には、同じく広報として行われている医療機関内の掲示等、医療機関に関して発信されるすべての情報が規制の対象となると想定されるが、これらすべての情報を規制の対象とした場合には、上記の問題はさらに大きくなる。

◎ 具体的方策（案）

- 以上の問題点に鑑みると、インターネットを含む広報による情報に対し、法令により実効性ある規制を設けることは困難なのではないか。

- 「中間まとめ」も踏まえ、インターネットを含む広報による情報については、医療機関による自主的・自立的な取組によりその信頼性を確保するという基本的な考え方に基づき、厚生労働省の一定の関与の下で、関係団体が中心となって適切な広報を行うためのガイドラインを作成し、その普及を図ることとする。

2. 医療機関の名称規制の緩和、標榜診療科の見直し（「中間まとめ」1.（1）①関係）

◎ 具体的方策（案）

- 「中間まとめ」を踏まえ、医療機関の名称規制及び標榜診療科名については、以下のような具体的方策を講じることとする。
- 病院（診療所）の名称については、以下の基本的な考え方に基づき、少人数の検討会において、取扱いを検討することとしてはどうか。

(7) 治療方法、診療部位、診療対象者を含むもの（例：ペインクリニック、腎透析クリニック、女性クリニック、漢方クリニック 等）については、医療機関の専門性を一定程度示すものとして、名称として使用可能とする方向で検討する。

(4) 広く一般的でなかったり、意味のわかりにくい外国語の名称や医学的根拠なく治療の効果や病院のイメージを高めるもの等患者を不当に誘導する恐れのあるもの（例：ダイエットセンター、無痛治療病院等）については、患者・国民による適切な医療機関の選択を妨げるものとして、引き続き認めない方向で検討する。

- 標榜診療科名については、①標榜診療科名が、患者・国民による適切かつ迅速な医療機関の選択と受診に資するものであること、②標榜診療科名について平成8年以降見直しが行われていない一方で、その追加に対する要望も絶えないこと 等を踏まえ、今後、学会等からの意見の聴取を含め、医道審議会において速やかに審議を行い、追加等の所要の措置を講ずることとしてはどうか。

3. 院内掲示の拡充について（「中間まとめ」 1. （1）①関係）

◎ 具体的方策（案）

- 「中間まとめ」を踏まえ、患者の適切な受診を一層推進する観点から、新設する都道府県への医療機能情報の届出制度における一定の情報の範囲や医療機関による機能の違いにも配慮しつつ、院内掲示事項の拡充を行うこととする。

なお、拡充の具体的な内容については、少人数の検討会で決定することとしてはどうか。

患者への適切な情報の提供の推進について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（２）診療情報の提供の推進と患者の選択の尊重

- これらの取組に加え、わかりやすい医療情報の提供への患者のニーズの高まりを踏まえ、医療情報の提供を一層推進する観点から、サービスの提供開始時や治療、検査等の実施時、退院時等における文書による説明の推進等、患者に対するわかりやすい情報の提供を推進するとともに、医療機関等において、患者及びその家族からの相談や苦情を受け付ける体制整備を推進する必要がある。

<関連する事項>

1. 患者・国民の選択の支援

（１）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

④公的機関等による医療に関する情報提供

- 医療安全支援センターの充実等、都道府県レベルでの医療情報に関する相談機能を充実する必要がある。

（２）診療情報の提供の推進と患者の選択の尊重

- インフォームドコンセント、セカンドオピニオンなどの考え方が定着、普及していく中、患者本位の医療提供が図られるようにするため、医療安全支援センターの活用を含め、患者が提供される情報をよく理解し、主体的に考えて自己決定できるよう支援できる環境整備の具体的な検討が必要である。

◆ 各事項に係る具体的方策（案）

1. 入院時及び退院時における文書による説明の推進について

◎ 基本的考え方

- 分かりやすい医療情報の十分な提供に対する患者のニーズの高まり等を踏まえ、また、医療法第1条の4第2項に規定するインフォームドコンセントの理念（患者への説明と患者の理解）の一層の普及のため、医療の提供に当たっては患者に対する情報提供を一層推進していく必要がある。
- また、医療計画制度の見直しによる医療連携体制の構築等、今後、地域における切れ目のない医療の流れを作っていく上で、患者が医療機関を退院する際に、患者に対し退院後の療養について適切な情報提供を行い、さらには、関係する医療機関間でその情報の共有を進めていくことが重要になってくる。
- このような考え方を踏まえ、入院時や退院時において、患者に対し、入院中に提供される医療や退院後に必要となる医療や福祉の内容に関する文書を交付し、適切な説明を行うことを制度的に位置付けていく必要があるのではないか。

◎ 具体的方策（案）

(1) 方向性

- 上記のような趣旨や現行の診療報酬制度上の取扱いも踏まえ、以下の具体的方策を講じてはどうか。
 - 患者が入院した際、原則として一定の期間内に、入院中の医療サービスに関する計画を、勤務する医療従事者間で有機的な連携が図られるよう配慮しつつ策定するとともに、医療従事者により、その内容を記した書面を患者又はその家族に交付し、適切な説明を行うことについて、病床を有する医療機関の管理者の義務として医療法に位置付ける。
 - 患者の退院時に、退院後に必要となる保健医療福祉のサービス等に関する計画を策定するとともに、医療従事者により、その内容を記した書面を患者又はその家族に交付し、適切な説明を行うことについて、病床を有する医療機関の管理者の努力義務として医療法に位置付ける。

※ 診療報酬においては、「入院診療計画」の未実施減算（入院診療計画未実施減算、350 点減算）や「退院療養計画書」の加算（退院指導料、300 点加算）が設けられている。

(2) 文書に記載すべき事項について

- 入院時に交付する文書については、現行の診療報酬制度上の入院診療計画書の記載事項を踏まえることとしてはどうか。（参考資料 1）

2. 医療機関等において相談等を受け付ける機能や体制の確保について

◎ 基本的考え方

- 分かりやすい医療情報の十分な提供に対する患者のニーズの高まり等を踏まえ、また、医療法第 1 条の 4 第 2 項に規定するインフォームドコンセントの理念（患者への説明と患者の理解）の一層の普及のため、医療の提供に当たっては患者に対する情報提供を一層推進していく必要がある。（再掲）

◎ 具体的方策（案）

- 医療機関における相談等への対応については、現行制度上は、地域医療支援病院又は特定機能病院に対して相談に適切に応じる体制の確保が義務付けられているに過ぎないが、患者等による適切な医療の選択を支援する観点から、それ以外の医療機関についても、患者等からの相談や苦情を受け付けることについて、医療法上に管理者の努力義務として規定することとしてはどうか。

※ 社会福祉法においては、既に社会福祉事業の経営者に対して苦情解決の努力義務が課されている。

- 患者等からの相談等を受け付けることの努力義務規定は、病院だけでなく診療所の管理者についても対象とするが、具体的な対応の仕方については、医療機関の規模や機能に応じて柔軟に体制を確保できるよう配慮してはどうか。

- 医療機関における取組に加え、公的機関においても、患者・国民から相談を受け付け、患者・国民や医療機関に対して助言を行うことが有益であることから、都道府県が設置する医療安全支援センターについて、医療法へ位置付ける等、取組の充実を図っていくこととしてはどうか。